

# 豊中市障害者福祉バス運営要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、豊中市障害者福祉バス（以下「福祉バス」という）を市内在住障害者の利用に供することにより、その社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。

## (運営主体)

第2条 運営主体は、豊中市とする。

2 豊中市は、福祉バスの運行に十分な経験を有し、責任をもって福祉バスの運行を行える者にこの事業の一部を委託することができる。

## (利用対象)

第3条 利用対象は、市内に在住する障害者(児)5名以上を含む10名以上の団体で、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 国・府・市等公的機関が行う事業に参加するとき。
- (2) 障害者の社会参加を促進する事業に参加するとき。
- (3) その他特に市長が必要と認めたとき。

## (利用時間及び運休日)

第4条 利用は日帰りとし、利用時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認める場合は時間を延長することができる。

2 運休日は、12月28日から翌年1月4日までとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

## (利用の範囲)

第5条 利用の範囲は、片道走行70km以内とする。

## (利用の申込み)

第6条 福祉バスを利用しようとする場合は、乗車責任者を定めた上福祉バス利用申込書（様式1）に次の各号に掲げる書類を添えて申し込むものとする。福祉バス利用申込書の受付は、利用日の3か月前から1か月前までとする。ただし、市長が認めた場合はその限りでない。

- (1) 運行予定計画
- (2) 運行コース及び略図

2 福祉バスを利用する団体は、福祉バス乗車名簿（様式2）1通を利用日の7日前までに提出しなければならない。

## (利用の承認)

第7条 市長は、前条の申込書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは福祉バス利用承認書（様式3）を交付する。

## (利用の取消)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認を取消することができる。

- (1) バスの管理・運行上に支障があると認められるとき。
- (2) 利用申込書の内容と著しく異なるとき。

- (3) 乗車責任者が添乗しないとき。
  - (4) 乗車名簿が未提出のとき。
  - (5) その他市長が適当でないとしたとき。
- (利用者の負担)

第9条 福祉バス利用に際して、次の各号に掲げる費用は利用者負担とする。

- (1) 燃料代相当額（別表に掲げる額）
  - (2) 有料道路通行料・航送料
  - (3) 駐車料
  - (4) その他諸雑費
- (利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乗車責任者は、必ず添乗し、同乗者の安全確保に努めること。やむを得ない事情により乗車責任者が添乗できないときは、乗車責任者を別に選任し、届け出なければならない。
  - (2) 福祉バスの運行に関しては、運転者の指示に従うこと。
  - (3) 車内に危険物を持ち込まないこと。
  - (4) 利用者の故意または過失により福祉バス及びその備品等を破損したときは、その修理にかかる費用を弁償しなければならない。
- (事故に関する責任の帰属)

第11条 福祉バス利用中における事故については、運転者の過失または車輛管理上の責任に帰する場合を除いて、すべて利用者側の責任において解決しなければならない。

(雑則)

第12条 利用者がこの要綱に反する利用を行ったと確認された場合、以後の利用を承認しないことがある。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

別表

燃料相当額

| 行 先         | 金 額       |
|-------------|-----------|
| 豊中市内を運行する場合 | 1, 0 0 0円 |
| 豊中市外を運行する場合 | 3, 0 0 0円 |